

# 共同実施

## 11月号

平成 24 年 11 月 1 日：発行

城南学校運営支援室 古川 治：文責

## 今月の提出物

お忙しいと思いますが、**提出期限内または速やかに提出**をお願いします。

<提出物>

・年末調整時に必要な保険等の書類を確実にまとめておいてください。

※その他は各校の事務室へお尋ねください。

## クイズ★職免をとりまshow

① ( ) に記入。→ ②教頭先生へ → ③ ( ) が分かる文書等を提出する。  
 そのまま休む場合は「年休」となるので、用務が終わったら、速やかに学校へ連絡を入れましょう。

※ 時間は「分」単位

答え：①職務専念義務免除承認簿 ③日にち（日付）、職務専念義務免除承認簿

( )内を埋めてください。

職免の申請方法のおさらいです。

## 「年末調整」について

今回の年末調整では昨年とは3つ変更点があります。  
 その中から2つ後紹介します。

1 生命保険料控除が改組されました。→ 保険料控除の合計適用限度額が12万円へ。

(1)平成 24 年 1 月 1 日以降に締結した保険契約等に係る控除

支払った保険料等の金額	控 除 額
20,000 円以下	支払った保険料等の全額
20,001 円から 40,000 円まで	支払った保険料等の金額の合計額 × 1/2 + 10,000 円
40,001 円から 80,000 円まで	支払った保険料等の金額の合計額 × 1/4 + 20,000 円
80,001 円以上	一律に 40,000 円

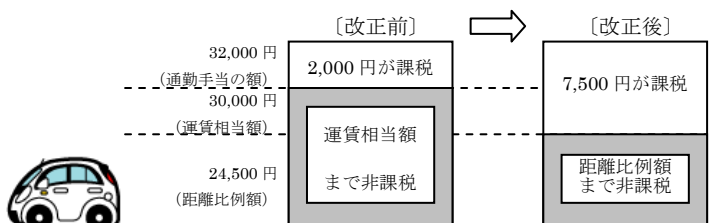
(2)平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に係る控除

支払った保険料等の金額	控 除 額
25,000 円以下	支払った保険料等の全額
25,001 円から 50,000 円まで	支払った保険料等の金額の合計額 × 1/2 + 12,500 円
50,001 円から 100,000 円まで	支払った保険料等の金額の合計額 × 1/4 + 25,000 円
100,001 円以上	一律に 50,000 円

2 自動車などの交通用具を使用して通勤する人が受ける通勤手当の非課税限度額が変わりました。

(例) 通勤距離片道 50km (距離比例額 24,500 円)、

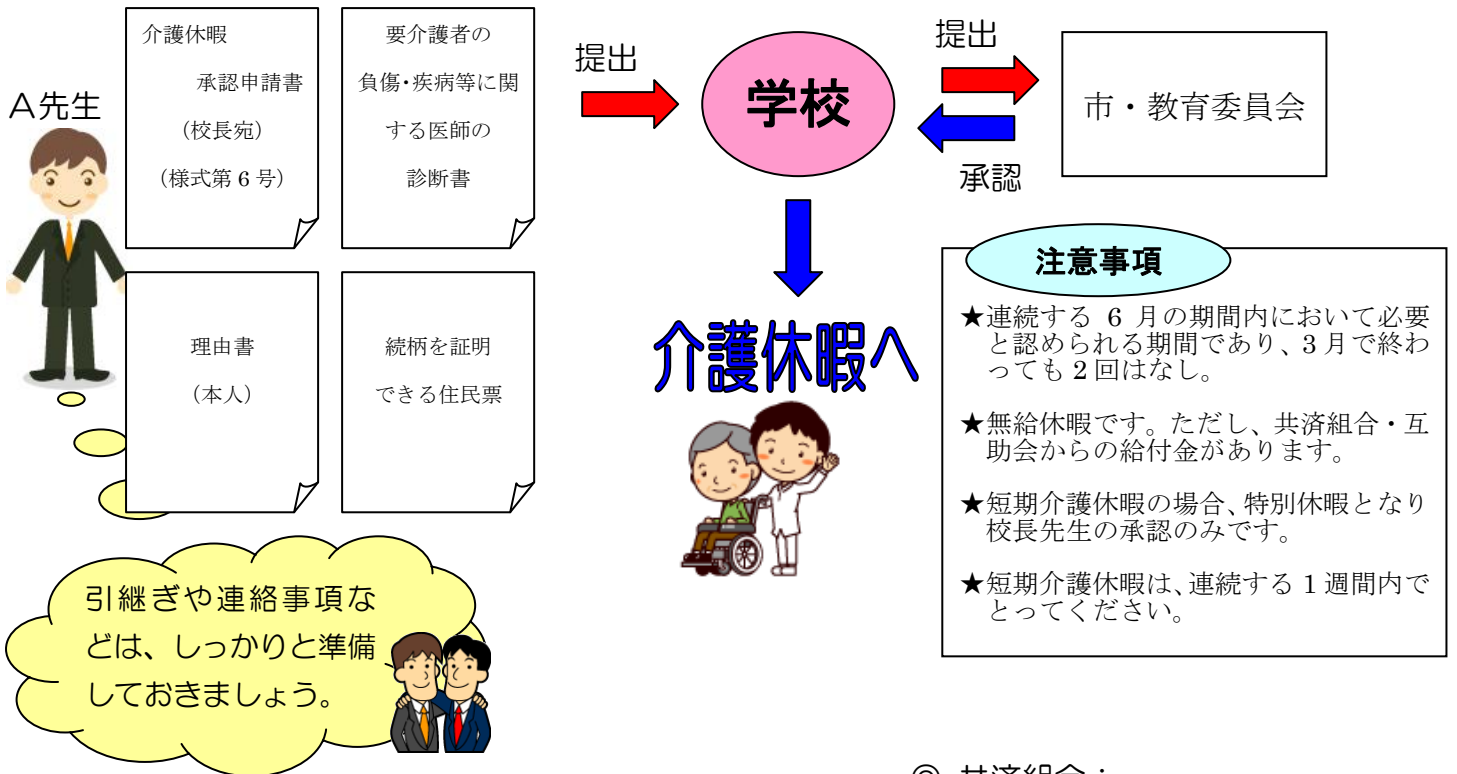
運賃相当額 30,000 円、通勤手当 32,000 円の場合



この改正は、平成 24 年 1 月 1 日以後に受けるべき通勤手当から適用

# 「介護休暇」の事例

今月号では「介護休暇」について、事例を用いてご紹介します。



## 事務室では・・・



職員団体 総務部電算係  
担当へ連絡  
※互助会へも一応確認連絡を。

- ◎ 共済組合：  
「介護休業手当金（変更）請求書」
- ◎ 互助会：  
「介護休暇給付金（変更）請求書」  
の手続きもあります。

## 電算処理

月ごとに作成し、県教委へ提出します。  
※翌月初めに提出

出勤簿（写し）

給与減額整理簿

給与減額報告書

校長印を押します。

「※当該月に本来支給されるべき給与月額（減額できる上限の額）」には、給与基本資料の【給料の経過措置額】にある額を記入します。

「一時間当たりの給与額」には、給与基本資料の【1時間あたりの単価100/100】にある額を記入します。

